

# ねんりんピックはばたけ鳥取2024鳥取市交流大会売店設置要項

## 1 趣旨

この要項は、「ねんりんピックはばたけ鳥取2024」（以下「交流大会」という。）において、ねんりんピックはばたけ鳥取2024鳥取市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）が交流大会会場等に設置する売店の運営等について、必要な事項を定めるものとする。

## 2 設置会場、開設期間等

売店は、原則として交流大会が開催される期間に交流大会会場及びイベント会場に設置するものとし、開設日時等の詳細は別に定める。ただし、市実行委員会は必要に応じてこれらを変更できるものとする。

## 3 出店会場、出店位置及び規模

出店会場、出店位置及び規模は、市実行委員会が交流大会会場等の状況等を勘案して決定する。

## 4 出店者の経費負担

売店の出店に係る出店者の経費負担は、次のとおりとする。

- (1) 売店の出店料は無料とする。
- (2) 売店の運営に要する経費及び必要な備品等（市実行委員会準備品を除く。）は、出店者が負担する。

## 5 取扱品目

売店における販売品目は、次に掲げるものとする。

- (1) スポーツ用品
- (2) ねんりんピック関連グッズ  
ねんりんピック標章又は大会マスコット「あおやかみじろう」を利用した商品であり、権利者に利用承認を得ているもの。
- (3) 観光物産品
- (4) 飲食物  
ア 製造加工品  
食品衛生関係法令に規定する営業許可施設（以下「営業許可施設」という。）において製造・加工されたもので、容器包装等により衛生的な措置が講じられ、法令等の規定に基づく表示がなされているものであること。  
イ 現場調理品  
売店において調理する食品は、簡素な調理、加工のみとし、あらかじめ営業許可施設において下処理されたものを搬入して、提供直前に加熱処理を行う程度のものであること。  
ただし、市実行委員会が別途定める食品衛生対策等の規程等を遵守して調理されたものはこの限りでない。
- (5) 宅配便
- (6) その他市実行委員会が必要又は適当と認めたもの。

## 6 出店者の選定

市実行委員会は、本要項に基づき売店の設置目的、来場者のニーズ、競技・種目の特性、郷土品のPR等を考慮のうえ公募し、適当であると認めた者を出店者として選定（申請者多数の場合は抽選

による。)する。この場合、地元事業者、団体等を優先する。ただし、市実行委員会が適当と認めた場合はこの限りでない。

## 7 出店者の条件

売店の出店者は原則として、次の(1)及び(2)のいずれにも該当する者で、市実行委員会が適当と認めた者とする。

(1) 次の条件のいずれかに該当する者

ア 鳥取市内に事業所を有し、又は現に鳥取市内で営業している者

イ 大会に関連するスポーツ用品販売業者、ねんりんピック関連グッズ、観光物産品又は飲食物に係る関係団体等

ウ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第11項に規定する障害者支援施設(以下「障害者支援施設」という。)

エ 競技団体の推薦がある者

オ ア～エに掲げる者のほか、市実行委員会が認めた者

(2) 次の条件すべてに該当する者

ア 交流大会期間中、継続して出店することができること。ただし、障害者支援施設については、この限りでない。

イ 法令等により許可又は登録を必要とする営業については、当該許可又は登録を受けていること。

ウ 営業店舗が、出店申請の日からさかのぼって過去1年間法令等に違反して処分を受けていないこと。

エ 飲食物販売の出店者については、過去3年間食中毒等における行政処分歴がないこと。

オ 申請書提出時点において、法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。

カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同法律第2条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者(以下「暴力団員等」という。)ではないこと。

キ 販売員として、暴力団員等を使用し又は雇用していないこと。

## 8 出店者の運営の基準

出店者の売店の運営に必要な基準は次のとおりとし、市実行委員会の指示に従い感染症対策に配慮して運営するものとする。

(1) 飲食物を販売する売店

ア 現場で調理を行う出店者及び試飲・試食を行う出店者は、保健所の基準に従い、指導を遵守すること。

イ 食品は、食品衛生関係法令の基準に従い、容器包装などにより汚染防止及び直射日光を避ける等必要な措置を講じ、保管、陳列は衛生的な設備で行い、かつ、食品に表示されている保存方法を遵守し管理を行うこと。

ウ ブース前にごみ箱を設置し、容器、食べ残し等を回収する販売方法をとること。

エ 廃棄物容器及び汚水容器は、汚液及び汚臭が漏れない構造で耐水性材質に作られ、かつ、常時清潔を保持し、適切な方法により廃棄物を処理すること。

オ 調理等により生じた廃棄物の処理は適正に行うこと。

(2) その他の売店

取扱品目の内容を明瞭に識別できるよう陳列すること。

## 9 運営設備等

売店出店に伴う設備等は次表のとおりとし、市実行委員会が準備する。ただし、出店状況等に応じて、市実行委員会はこれを変更できるものとする。

(1) テント (2間×3間)	0.5張
(2) 長机	4台
(3) 椅子	4脚
(備考) いずれも一売店あたりの数であり、電気、簡易的な給排水設備については市実行委員会が準備するものとするが、会場等の状況によっては協議により出店者の準備とすることがある。	

## 10 出店申請

出店者は、市実行委員会が定める期日までに、次に掲げる書類を添付したうえで、「出店申請書(様式第1号)」を市実行委員会に提出するものとする。

- (1) 出店概要書(様式第2号)
- (2) 売店従事者及び搬入搬出車両予定表(様式第3号)
- (3) 誓約書兼承諾書(様式第4号)
- (4) 取扱い食品及び調理販売方法(様式第5号) ※飲食物・現場調理品提供者のみ
- (5) 営業に関する許可証等の写し
- (6) 鳥取市税の完納証明書又はその写し(提出日前3か月以内に発行されたもの)
- (7) 直近の事業年度の法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税について未納のない証明書(国税通則法における納税証明書その3の2又はその3の3)又はその写し(提出日前3か月以内に発行されたもの)
- (8) 売店責任者及び販売員の本人確認書類(免許証等)
- (9) 出店許可証等、出店実績を確認することができる書類(「7出店者条件」(1)イに該当する場合に限る。)
- (10) その他、市実行委員会で必要に応じて提出を求めるもの

### 11 出店許可証の交付

市実行委員会は出店者として選定した者に対し、出店許可証(様式第6号)を交付するものとする。

### 12 保健所への届出

臨時営業許可を必要とする出店者の場合で、市実行委員会から出店者として選定されたときは、速やかに鳥取市保健所へ許可申請を行い、受理済の証明書の写しを市実行委員会へ提出しなければならない。

### 13 売店監督員

市実行委員会は、売店の円滑な運営を図るため、次のとおり売店監督員を置く。

- (1) 売店監督員は、交流大会会場の賑わい創出部の中から選任し、現場を巡回して本要項に基づき、売店の設置運営等に関する事項を監督するものとする。

#### 1 4 売店責任者

出店者は次のとおり売店責任者を置くものとする。

- (1) 出店者は当該販売員の中から売店責任者を定め、売店設置期間中、常駐させるものとする。
- (2) 出店者は売店責任者に変更があったときは、直ちに市実行委員会に報告しなければならない。
- (3) 売店責任者は売店監督員の指示に従い、当該売店の管理運営にあたらなければならない。
- (4) 食品を取り扱う売店責任者は、調理・保管・販売等が衛生的に行われるよう十分配慮し販売員の指導に努めなければならない。

#### 1 5 禁止事項

出店者及びその販売員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 出店者の権利を第三者に譲渡若しくは転貸し、又は管理運営を第三者に委託すること。
- (2) 商品を不当に高額な価格で販売すること。
- (3) 指定された場所以外で立ち売り、呼び込み販売をすること。
- (4) 指定された場所以外で飲食物の調理・加工等をすること。
- (5) 本要項で許可された品目以外の物を販売すること。
- (6) 拡声器及び音響器具類を使用すること。
- (7) 火気を使用すること。ただし、市実行委員会が認めたときは、この限りではない。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、大会運営に支障をきたす恐れがあること。

#### 1 6 遵守事項

出店者及びその販売員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 市実行委員会が交付する「出店許可証」を店頭の見やすい位置に掲示すること。
- (2) 売店及びその周辺の清掃は出店者の責任のもとに行い、発生したごみは毎日適宜各自で適正に処理すること。
- (3) 販売品には、関係法令等の定めるところにより適正な表示を行い、販売価格を明示すること。
- (4) 売店の装飾は、販売品等を表示する看板等を主体とする。
- (5) 飲食物を販売する売店にあつてはブース前にゴミ箱を設置し、容器、食べ残し等を回収する販売方法をとること。
- (6) 飲食物を販売する売店は食品衛生関係法令を遵守するとともに、保健所の指導に従うこと。
- (7) 販売品等の搬入搬出に使用する車両には、市実行委員会が別に交付する通行許可証を車両前面の見やすい位置に掲示すること。なお、原則として使用車両は1売店1台とし、会場又は車両の種類によっては駐車場を準備できない場合があるので留意すること。
- (8) 販売品等の搬入、陳列及び搬出は、大会運営に支障をきたさないよう、市実行委員会が指示する時間内に完了させること。
- (9) 服装は清潔なものを着用し、接客にあたってはおもてなしの心で、親切、丁寧な対応を心がけること。
- (10) 市実行委員会が別途交付するIDカードを着用すること。
- (11) 天候の悪化等の事情により市実行委員会がやむを得ず危険回避等のために撤去命令等の指示を出したときには、その指示に従うこと。
- (12) 市実行委員会が大会前に開催する出店者説明会に必ず出席すること。
- (13) 販売員の変更、追加、削除等があった場合は、直ちに市実行委員会に報告すること。この場合において、変更、追加の報告の際には、当該販売員の本人確認書類を添付すること。
- (14) 関係法令等を遵守し、施設管理者、市実行委員会及び売店監督員の指示に従うこと。

## 17 出店管理

売店における金品、販売品及び売店備品の管理は、出店時間外（夜間など）も含め、出店者の責任で行うものとし、火災、盗難その他不可抗力による災害に対しても、市実行委員会は一切の責任を負わないものとする。

## 18 事故等の発生時の対応

売店において、事件、事故等が発生したとき、売店責任者は初期対応にあたるとともに、売店監督員に直ちに連絡し、その指示に従うものとする。また、不審者又は不審物を発見したときは、売店責任者は直ちに売店監督員に報告するとともに、その指示に従うものとする。

## 19 許可の取消し

市実行委員会は、出店者が次の各号のいずれかに該当したときは売店出店許可を取消し、撤去命令を出すことができる。この場合において、出店者は市実行委員会に対して損害賠償等を請求できないものとする。

- (1) 関係法令及び本要項に違反したとき。
- (2) 売店出店許可証の交付を受けた者が、虚偽の申請又は不当な手段により許可を受けたことが判明したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市実行委員会が売店の運営において不相当と認めたとき。

## 20 原状回復

出店者は、設置期間終了後、速やかに出店に要した物品等を搬出し、原状回復をした後、売店監督員の検査を受けなければならない。この場合において、出店者が原状回復を怠ったときは、市実行委員会は当該出店者に代わってこれを行い、要した費用を当該出店者に請求することができる。

## 21 損害賠償

出店者（販売員を含む。）は、会場内の施設又は第三者に対して損害を与えたときは、その損害賠償の責任を負うものとする。なお、損害賠償に備え、損害保険等に加入しておくこと。

## 22 補填及び補償

出店者に対する補填及び補償は、次のとおりとする。

- (1) 出店者は、収益が得られなかった場合でも、その損害の補填及び補償を市実行委員会に請求することはできない。
- (2) 出店者は、天候不良（自然災害を含む。）等市実行委員会が予測できない理由により、出店が中止又は縮小になった場合でも、出店準備で生じた経費等の補償を市実行委員会に請求することはできない。

## 23 個人情報の取扱い

売店販売員等の個人情報は、市実行委員会が売店設置運営のためのみに使用するものとし、その他の目的には使用しない。

## 24 その他

この要項に定めるもののほか、売店の運営等に関し必要な事項は別に定める。

## 附則

この要項は、令和6年4月22日から施行する。